

広島海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定によって、次のとおり公聴会を開催する。

この公聴会で書面によって意見を述べようとする者は、住所、氏名、従事する漁業又は職業及び意見の要旨を記載の上、平成二十三年四月十四日までに当委員会へ提出されたい。
なお、公聴に付する事項については、次によって縦覧に供する。

平成二十三年四月七日

広島海区漁業調整委員会

会長 山 本 正 直

一 開催日及び場所

開催日	開催場所
平成二十三年四月十五日 午後二時三〇分	広島市中区基町一〇―五二 広島海区漁業調整委員会委員室

二 公聴に付する事項

漁業法第十一条の規定に基づき、平成二十三年七月二十一日に免許を予定している漁業の免許の内容等の事前決定案

- 1 免許の内容たるべき事項
縦覧に供するとおり
- 2 漁業権の存続期間
免許の日から平成二十五年八月三十一日まで
- 3 免許予定日
平成二十三年七月二十一日
- 4 申請期間
告示の日から二か月以内
- 5 地元地区
縦覧に供するとおり

三 縦覧期間

平成二十三年四月七日から同年四月十四日まで

四 縦覧場所

縦覧場所	電話番号
広島市中区基町一〇―五二 広島海区漁業調整委員会事務局内	(〇八二) 五二三一五二七二
呉市西中央一丁目三―二五 広島県西部農林水産事務所水産第二課内	(〇八二三) 二二一五四〇〇 内線二五四一、二五四二